

南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園
整備・運営事業者募集要項

令和4年5月
南相馬市

原町区認定こども園運営事業者募集要項

南相馬市では、令和3年2月に策定した「南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針」に基づき、幼児教育・保育サービスの充実と適正な保育サービスの提供を目指すとともに効率的・効果的な施設運営を行うため、市内公立保育園のうち老朽化等が課題となっている「原町あずま保育園」及び「原町さくらい保育園」を令和7年3月末に廃止し、令和7年4月に公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することとしております。

この新たな公私連携幼保連携型認定こども園の施設整備及び運営については「原町区認定こども園基本構想（令和3年11月策定）」において、その方針を示しており、本構想に基づき進めていくこととしています。

また、本市では、令和4年4月に「南相馬市こども・子育て応援条例」を定め、地域社会全体でこども・子育てを応援するとともに、未来を担うこどもたちが夢や希望に向かって進むことができる「こどもたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指しております。

については、本市で安心して子育てができる住みやすいまちづくりをさらに進めるため、公私連携幼保連携型認定こども園を設置し、運営する法人（以下「事業者」という。）を募集します。

1 原町区認定こども園の概要

(1) 施設整備の基本的な考え方

就学前教育の充実に向けて、本市が目指す教育・保育を提供するため、次の基本的な考え方に基づき施設整備を行うこと。

①安心・安全な施設

子どもの遊びや生活において安全に配慮し、利用者が安心して過ごせる施設を整備すること。

②豊かな心と健やかな体ができる施設

子どもたちが充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を働かせるような活動を通じ、豊かな心（「感じる・気づく・考える・分かる」）と健やかな体を育てることができる施設を整備すること

③つながり（家庭と地域・幼保小の連携）ができる施設

子どもと保護者や地域住民、小学生などと交流する体験を積むことで、地域全体で子どもの育ちへの理解と連携を深めることができる施設を整備すること。

④保護者の子育てへの意欲や自信を高められる施設

幼保連携型認定こども園の施設・整備を活かして、保護者が保育教諭等と

の連携や交流を通して、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合い、保護者の子育てへの意欲や自信を高めることができる施設を整備すること。

(2) 運営形態

公私連携幼保連携型認定こども園

※公私連携幼保連携型認定こども園とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 34 条第 2 項に規定する協定に基づき、運営法人が市町村から必要な設備の貸付、譲渡その他の協力を得て、市町村との連携の下に教育及び保育等を行うため、同条第 1 項に規定する指定を受けた幼保連携型認定こども園をいう。

(3) 開園の時期

令和 7 年 4 月 1 日（火）を予定

(4) 土地・建物等の条件

- ① 土地 南相馬市原町区高見町二丁目 19 番 1 号、20 番 2 号、20 番 3 号
（今後土地の筆替えを行い、敷地を整理する予定です。）
市が所有する土地を事業用定期借地権設定契約により貸付する。
※借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条第 1 項に規定する事業用定期借地権設定契約
- ② 建物・付帯設備・園庭の遊具等
協定締結後、令和 5 年度及び 6 年度に運営事業者が整備する。
- ③ 物品
原町あずま保育園で使用している物品で本市が提示するもののうち、運営事業者が希望するものについては無償譲渡する。

2 運営の概要

(1) 開園時間

1 日 11 時間（午前 7 時～午後 6 時まで）を原則として、運営事業者が定める。

(2) 休園日

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで）を原則として、運営事業者が定める。

(3) 対象児童

0 歳児～5 歳児を対象とし、1 号認定（幼稚園部分）には 3 年保育を実施する。

(4) 定員

定員は 1 2 0 人以上とし、認定区分ごとに次表を参考とし概ね次のとおり

とする。ただし、これを基本とするが、他の定員設定の提案を妨げるものではない。最終的な利用定員は市との協議の上、決定する。

【参考】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定				12	12	12	36
2号認定	0	0	0	12	12	12	36
3号認定	12	18	18	0	0	0	48
計	12	18	18	24	24	24	120
学級数				1	1	1	3

※ただし、移管の際の在園児数及び教育・保育の需給の状況を踏まえ、本市から定員の増加又は年齢別の内訳の変更の要請があった場合は、その要請に応じること。

※なお、市内の民間保育施設等の施設拡大に伴い「原町区認定こども園基本構想」の定員数より変動している。

(5) 在園児に対する配慮

移行にあたり、令和6年度に原町あずま保育園に在籍している子どもで希望がある場合は、通園できるようにすること。

3 原町区認定こども園整備に伴い統廃合する保育所・幼稚園の状況

令和4年4月1日現在

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
原町あずま保育園	6	24	22	23	22	23	120
原町さくらい保育園	—	—	—	—	17	21	38
計	6	24	22	23	39	44	158

4 建設用地の概況(別紙1)

(1) 所在地 南相馬市原町区高見町二丁目19番1号、20番2号、20番3号

(2) 面積 約3,000㎡

(3) 形状 別紙1のとおり

(4) 土地の状況 更地(一部コンクリート舗装)
(現在、駐車場等の用途で使用しています。)

(5) 用途地域

①用途指定：非線引き 都市計画区域内 準工業地域 建ぺい率 60%
容積率 200%

②福島県景観計画区域内

③防火地域指定なし 建築基準法第22条区域

(6) 土地の貸付について

① 貸付期間

30年間を予定（園舎等の建設にかかる期間を含む）

② 貸付料

無償貸付とし、別途契約を締結する。（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成18年南相馬市条例第54号)による）

③ 特約の設定

事業用定期借地権設定契約において、借地借家法第9条及び第16条の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、建物の買い取り請求をしないこととする特約を定める。契約の締結に必要な公正証書の作成手数料及び登記に必要な印紙代等の費用は運営法人の負担とする。

5 建物の構造・設備基準等について

開園にあたり、必要な施設整備は開園までに運営事業者が行うものとする。

(1) 保育室

定員に応じた基準を満たすよう、必要な整備を行うこと。

(2) 給食施設

全ての園児に給食が提供できるよう整備を行うこと。

(3) 駐車場

送迎による地域への影響等を考慮し、十分な駐車スペースを確保すること。原則として同一敷地内の整備が望ましいが、近隣の敷地での確保も可能とする。なお、職員駐車場については、別途協議を行うものとする。

(4) その他

運営事業者は施設整備計画を策定すること。また、建築基準法、消防法、建築に関する各種法令・通知、「福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年福島県条例第100号）、及びその他関係法令を遵守すること。

6 諸条件の遵守

「原町区認定こども園の運営等に係る諸条件(別紙2)」に示す条件を遵守すること。

7 応募資格

応募資格を有する事業者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する学校法人又は社会福祉法人であること（新設・既設を問わない）。ただし、既存法人でない者が運営先法人に決定したときは、令和5年4月を目途に法人の設立を行うこと。
※なお、第一次募集において応募者がいなかった場合には、「市内」の文言を「福島県及び宮城県」と読み替えて対象範囲を拡大し第二次募集を行うものとする。
- (2) 児童福祉事業に熱意を持ち、南相馬市の教育・保育行政を理解し、積極的に協力する姿勢を持っていること。
- (3) 教育・保育事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、継続的に安定した事業運営ができること。
- (4) 認定こども園法第17条第2項各号に定める欠格事由に該当しないこと。
- (5) 経済的基礎を有すること。
 - ア 年間事業実施予定費の1/12を普通預金等で自己所有していること。
 - イ 財務内容及び資金計画が適正であること。
 - ウ 市税等を滞納していないこと。
- (6) 社会的信望を有すること（経営担当役員）。
 - ア 暴力団等との関係を有していないこと。
 - イ 保育事業において改善勧告を受けた場合は、改善が行われたと認められていること、かつ改善勧告を受けて5年を経過していること。

8 欠格事項

次のいずれかに該当するときは、選定又は指定を受けることができない。

- (1) 納付すべき国税又は地方税を滞納しているとき。（事業者の役員も同様とする。）
- (2) 事業者の役員が、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。
- (3) 破産、民事再生、その他これらに準ずる手続きの開始申立てがされているとき。
- (4) 応募事業者又はその役員が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、前各号の規定に該当する者であると知りながらそれらの契約を締結したと認められるとき。

9 選定方法及びスケジュール

(1) 選定方法

南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園法人選定委員会（以下「選定

委員会」という。)において、第一次審査及び第二次審査を行い適正と認められる運営事業者を選定し、子ども子育て審議会に諮問し、南相馬市長が決定する。なお、審査の結果、運営事業者なしとする場合もある。

(2) 選定審査

応募者からの応募書類に基づき、書類審査として第一次審査、面接審査として第二次審査を行い、運営事業者を選定する。また、選定に当たり、委員会から法人が運営する施設の調査の依頼があった場合には応じること。なお、選定方法及び基準は、「原町区認定こども園運営事業者選定基準」(別紙3)のとおり。

① 書類審査(第一次審査)

提出された応募書類により、応募者が応募資格及び運営条件等を満たしているかを審査する。

② 面接審査(第二次審査)

書類審査に合格した事業者に対し、提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。事業者の代表など提案内容に対し、責任を持って対応できる者が出席すること。

(3) 選定結果の通知

① 第一次審査の通知

審査結果を文書により通知する。なお、選考された者のみ面接等の実施の旨が記載された通知文を送付する。

② 第二次審査の通知

審査結果を文書で通知し、担当課のウェブページで結果を公表する。

(4) スケジュール (予定)

日程	内容
令和4年	
6月15日	第一次応募書類の提出締め切り①
(7月19日)	第二次応募書類の提出締め切り② (①での募集で応募者がいなかった場合のみ実施)
8月上旬	書類審査の実施、結果連絡
8月中旬	面談審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
8月下旬～9月上旬	運営法人の決定と選定結果の通知・公表
運営法人決定後～	公私連携協定協議
12月	協定締結
	国交付金等協議書提出

令和5年	
2月	3者協議会
4月又は6月	国交付金等内示
令和6年	
1月	建築工事着工
4月～	引き継ぎ保育開始
令和7年4月	原町区認定こども園開園

10 協定の締結

認定こども園法第34条第2項の規定に基づき、本市と運営事業者との間において、教育・保育の内容等に関する協定を締結する。

協定の期間は、協定の締結日から令和36年3月31日までとし、5年ごとを目安に市と運営法人で協議を行い、必要に応じて協定に定める事項の見直しを行う。期間満了後については、適切な園運営が行われていたと認められる場合は、特段の事情がない限り、再度協定を締結する。

なお、再度協定を締結する際は、その内容の見直し等について、協議する。

11 整備・運営に係る補助等

原町区認定こども園の施設を整備・施設を運営するに当たっての費用を補助する。

(1) 施設整備に係る補助金

国・県の補助制度及び市の要綱等に基づき、保育所部分及び幼稚園部分の施設整備に対し、本市の予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、実際の整備にあたっての補助金は、補助制度の動向により変動する。

(2) 運営費等に係る給付費等

- ① 施設型給付費(公定価格から保護者が支払う保育料を差し引いた額)を給付する。
- ② 地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・延長保育事業などの事業に対し補助金を交付する。

12 引継ぎ保育

① 令和4年度後半から、移行対象施設の保護者、運営法人、市の3者による新設こども園への移行に向けた協議(三者協議)を定期的を実施し、移行後の教育・保育内容や新設こども園の運営体制を始めとした様々なことについて話し合いを行い、合意形成を図る。

②新設こども園への移行の1年前から、園長予定者や主任保育教諭予定者を中心に、移行対象施設との間で引き継ぎを行う。

また、開園前3ヶ月～半年程度、移行対象施設において担任予定保育教諭を交えた共同保育を行い、子どもたち一人ひとりの状況把握や、信頼関係の構築を図る。

なお、そのスケジュールについては、本市と運営事業者との間で協議する。

1.3 応募手続

(1) 募集要項等の配付

令和4年5月16日(月)から、南相馬市ホームページに募集要項等を掲載。

※南相馬市こども育成課ホームページをご覧ください。

(2) 応募書類の提出

① 応募書類

「提出書類一覧」(別紙)のとおり

② 提出部数

正本1部、副本(正本をコピーしたもの)2部

※A4判縦サイズに統一し、フラットファイル(左2穴)に綴じ、添付書類には、インデックスを付ける。

③ 提出方法

持参または郵送とする。持参の際はあらかじめご連絡ください。

【応募書類提出先】

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市こども未来部こども育成課 幼児育成係

④ 提出期間

ア 第一次募集期間

令和4年5月16日(月)から6月15日(水)まで【必着】

イ 第二次募集期間

令和4年6月20日(月)から7月19日(火)まで【必着】

(受付は午後5時15分まで)

⑤ その他

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 応募書類は、非公開とする。

ウ 審査の過程で、追加資料の提出を求められることがある。

エ 応募に要する費用は、全て事業者の負担とする。

オ 応募書類提出期限後の修正又は変更は、原則認めない。ただし、本市

から指示した場合を除く。

カ 応募に関する質問がある場合は、電子メールにて質問すること。原則として電話による質問には応じない。

キ 質問に対する回答は、本市ホームページに掲載する場合がある。
(質問者の氏名等は公表しません)

1 4 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者選定の対象から除外する。

- (1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

1 5 問い合わせ先

〒975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市こども未来部こども育成課 幼児育成係

TEL : 0244-24-5242

FAX : 0244-24-5740

メール : kodomoikusei@city.minamisoma.lg.jp